2 日獣発第 168 号
令和 2 年 10 月 23 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

**家畜改良増殖法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係局長通知の一部改正について**

このことについて、令和 2 年 9 月 30 日付け 2 生畜第 1121 号をもって、農林水産省生産局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、下記の関係通知が一部改正され、本年 10 月 1 日より施行される旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

記

1　家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について（平成 4 年 11 月 19 日付け 4 畜 A 第 2650 号農林水産省畜産局長通知）

2　家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の運営等について（平成 4 年 11 月 19 日付け 4 畜 A 第 2651 号農林水産省畜産局長通知）

3　牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給等に関する事務取扱要領（平成 7 年 3 月 20 日付け 7 畜 A 第 512 号農林水産省畜産局長通知）

本件のお問合せ先
公益社団法人　日本獣医師会
事業担当：蓑島
TEL　03-3475-1601

２生畜第１１２１号
令和２年９月３０日

公益社団法人　日本獣医師会　会長　殿

農林水産省生産局長

家畜改良増殖法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係局長通知の一部改正について

平素より、畜産行政の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

第201回国会において、家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が成立したところです。

これらの法律を本年10月１日に施行するに当たって、地方農政局等を通じ、都道府県に対し別紙のとおり通知しておりますので、御承知いただきますとともに、本件の周知につきまして御協力いただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人日本獣医師会
受付
2.10.-5
第289号

２生畜第１１２１号
令和２年９月３０日

各地方農政局長
北海道農政事務所所長
内閣府沖縄総合事務局長
殿

農林水産省生産局長

家畜改良増殖法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係局長通知の一部改正について

和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、高品質な畜産物の生産を促進する上で、家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが一層重要となっている。しかしながら、一昨年、和牛の精液と受精卵の不正な輸出を図る事案が発生し、家畜人工授精用精液等の流通の適正化等が強く求められたことから、今般、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和２年法律第 21 号）によって家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）が、家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年農林水産省令第 64 号）によって家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）が改正され、これらは令和２年 10 月１日に施行されることとなっている。

これらの施行に向けて、下記の関係通知を別紙１から別紙３までの新旧対照表のとおり改正し、令和２年 10 月１日から施行するので、御了知の上、管内都道府県に対し、各都道府県内の関係者への周知を図られたい。

記

- 家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について（平成４年 11 月 19 日付け４畜Ａ第 2650 号農林水産省畜産局長通知）（別紙１）
- 家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の運営等について（平成４年 11 月 19 日付け４畜Ａ第 2651 号農林水産省畜産局長通知）（別紙２）
- 牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給等に関する事務取扱要領（平成７年３月 20 日付け７畜Ａ第 512 号農林水産省畜産局長通知）（別紙３）

（別紙１）

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について（平成４年11月19日付け４畜Ａ第2650号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改　　正　　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ［削る。］ | ３　家畜改良増殖法施行規則第１６条の２第１号の家畜体内受精卵の洗浄及び第１６条の３第１号の家畜未受精卵の洗浄<br><br>洗浄の方法は、ペニシリン及びストレプトマイシン又はこれらと同等の抗菌スペクトルを有する抗菌性物質を有効量含む洗浄液を用い、３回以上行うものとする。 |

附　則

この通知は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日（令和２年10月１日）から施行する。

（別紙２）

家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の運営等について（平成４年11月19日付け４畜Ａ第2651号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

## 改　正　後

別表第１

家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　目 | 内　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| １　学科<br>（１）一般科目<br>①～④　［略］<br>⑤関係法規 | ［略］<br>１　［略］<br>２　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律<br>３　［略］<br>４　［略］ | ［略］<br>５時間 |
| （２）専門科目<br>①～④　［略］<br>⑤家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | ［略］<br>１～９　［略］ | ［略］<br>１７時間 |
| ２　実習<br>（１）～（５）　［略］<br>（６）家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | ［略］<br>１～７　［略］ | ［略］<br>４５時間 |

## 現　行

別表第１

家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　目 | 内　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| １　学科<br>（１）一般科目<br>①～④　［略］<br>⑤関係法規 | ［略］<br>１　［略］<br>［新設］<br>２　［略］<br>３　［略］ | ［略］<br>３時間 |
| （２）専門科目<br>①～④　［略］<br>⑤人工授精 | ［略］<br>１～９　［略］ | ［略］<br>１７時間 |
| ２　実習<br>（１）～（５）　［略］<br>（６）人工授精 | ［略］<br>１～７　［略］ | ［略］<br>４５時間 |

注１・注２　［略］

別表第２
　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　目 | 内　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| １　学科 | | |
| （１）一般科目 | | |
| ①～④　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑤関係法規 | １　［略］<br>２　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律<br>３　［略］<br>４　［略］ | ５時間 |
| （２）専門科目 | | |
| ①～④　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑤家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | １～９　［略］ | １７時間 |
| ⑥・⑦　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑧体内受精卵の処理及び保存 | １～５　［略］ | １６時間 |
| ⑨　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ２　実習 | | |
| （１）～（５）　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| （６）家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | １～７　［略］ | ４５時間 |
| （７）体内受精卵の処理及び保存 | １～６　［略］ | ５０時間 |
| （８）　［略］ | ［略］ | ［略］ |

注１・注２　［略］

別表第２
　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　目 | 内　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| １　学科 | | |
| （１）一般科目 | | |
| ①～④　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑤関係法規 | １　［略］<br>［新設］<br>２　［略］<br>３　［略］ | ３時間 |
| （２）専門科目 | | |
| ①～④　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑤人工授精 | １～９　［略］ | １７時間 |
| ⑥・⑦　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑧体内受精卵の処理 | １～５　［略］ | １６時間 |
| ⑨　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ２　実習 | | |
| （１）～（５）　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| （６）人工授精 | １～７　［略］ | ４５時間 |
| （７）体内受精卵の処理 | １～６　［略］ | ５０時間 |
| （８）　［略］ | ［略］ | ［略］ |

| | | |
|---|---|---|
| | | |

注１・注２　［略］

別表第３

家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| １　学科 | | |
| （１）一般科目 | | |
| ①～④　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑤関係法規 | １　［略］<br>２　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律<br>３　［略］<br>４　［略］ | ５時間 |
| （２）専門科目 | | |
| ①～④　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑤家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | １～９　［略］ | １７時間 |
| ⑥・⑦　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑧体内受精卵の処理及び保存 | １～５　［略］ | １６時間 |
| ⑨～⑪　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ２　実習 | | |
| （１）～（５）　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| （６）家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | １～７　［略］ | ４５時間 |
| （７）体内受精卵の処理 | １～６　［略］ | ５０時間 |

| | | |
|---|---|---|
| | | |

注１・注２　［略］

別表第３

家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| １　学科 | | |
| （１）一般科目 | | |
| ①～④　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑤関係法規 | １　［略］<br>［新設］<br>２　［略］<br>３　［略］ | ３時間 |
| （２）専門科目 | | |
| ①～④　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑤人工授精 | １～９　［略］ | １７時間 |
| ⑥・⑦　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ⑧体内受精卵の処理 | １～５　［略］ | １６時間 |
| ⑨～⑪　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ２　実習 | | |
| （１）～（５）　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| （６）人工授精 | １～７　［略］ | ４５時間 |
| （７）体内受精卵の処理 | １～６　［略］ | ５０時間 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 及び保存<br>（８）・（９）　［略］ | ［略］ | ［略］ | （８）・（９）　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 注１・注２　［略］ | | | 注１・注２　［略］ | | |

附　則

この通知は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日（令和２年10月１日）から施行する。

（別紙３）

牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給等に関する事務取扱要領（平成７年３月20日付け７畜Ａ第512号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改　正　後 | 現　行 |
| --- | --- |
| １　証明書発給対象家畜について<br>牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成７年３月２０日農林水産省令第１３号）第２条に基づき農林水産大臣が発給する証明書（以下「証明書」という。）は、次に掲げるものについて発給するものとする。<br>（１）　［略］<br>（２）牛及び豚<br>次の条件のすべてを満たすもの<br>ア・イ　［略］<br>ウ　証明書の交付を申請した者（当該証明書に係る牛又は豚に係る家畜登録機関（家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）<u>第３２条の９第３項</u>の家畜登録機関をいう。）の会員であって過去３年以上にわたり当該畜種の繁殖を行っていること。ただし、都道府県知事（以下「知事」という。）がその者の家畜の飼養実績、経営管理能力、家畜管理技術等を勘案の上適当と認めた場合はこの限りではない。）が、当該申請に係る牛又は豚の具体的な改良増殖の計画を有し、かつ、輸入後家畜登録機関に登録し純粋種の繁殖用に供するもの。ただし、当該計画からして家畜登録機関に当該家畜を登録する必要がないと知事が認めた場合はこの限りではない。 | １　証明書発給対象家畜について<br>牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成７年３月２０日農林水産省令第１３号）第２条に基づき農林水産大臣が発給する証明書（以下「証明書」という。）は、次に掲げるものについて発給するものとする。<br>（１）　［略］<br>（２）牛及び豚<br>次の条件のすべてを満たすもの<br>ア・イ　［略］<br>ウ　証明書の交付を申請した者（当該証明書に係る牛又は豚に係る家畜登録機関（家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）<u>第３２条の２第３項</u>の家畜登録機関をいう。）の会員であって過去３年以上にわたり当該畜種の繁殖を行っていること。ただし、都道府県知事（以下「知事」という。）がその者の家畜の飼養実績、経営管理能力、家畜管理技術等を勘案の上適当と認めた場合はこの限りではない。）が、当該申請に係る牛又は豚の具体的な改良増殖の計画を有し、かつ、輸入後家畜登録機関に登録し純粋種の繁殖用に供するもの。ただし、当該計画からして家畜登録機関に当該家畜を登録する必要がないと知事が認めた場合はこの限りではない。 |

附　則

この通知は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日（令和２年10月１日）から施行する。

４畜Ａ２６５０号
平成４年１１月１９日

農林水産省畜産局長

（最終改正：令和２年９月３０日２生畜第１１２１号）

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（平成４年法律第４７号）の施行については、平成４年１１年１９日付けで４畜Ａ第２６５２号をもって農林水産事務次官から依命通達されたところであるが、その細部については、下記事項に留意の上、関係者への周知徹底、指導等その円滑かつ適切な実施に努められたい。

なお、「家畜改良増殖法第９条の２に規定する獣医師による診断に関して留意すべき事項について」（昭和５９年６月２８日５９畜Ａ第２３５５号農林水産局長通達）は廃止する。

記

１　家畜改良増殖法第９条の２に規定する獣医師の診断

家畜体内受精卵の採取の用に供する雌畜又は家畜卵巣の採取の用に供する雌畜（そのとたいから家畜卵巣を採取する雌畜を含む。）の診断に当たっては、臨床症状に留意し、病歴、遺伝形質（異常産子の分娩状況）、繁殖成績及び疫学関連事項（疾患の発生状況、ワクチン接種等防疫処置の実施状況、家畜の移出入の状況等）について直接当該家畜の飼養者等から状況を聴取するとともに、原則として、衛生検査証明書等の書類の検討を行い、更に細密検査を行って、それらの総合所見により家畜改良増殖法施行規則第１３条の２に規定された伝染性疾患及び遺伝性疾患の有無を判定するものとする。この場合、細密検査は、とたいから家畜卵巣を採取しようとする家畜以外については、少なくとも結核病について、家畜伝染病予防法施行規則（昭和２６年農林省令第３５号）別表第１により実施するものとする。

ただし、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第５条又は第３１条の規定により結核病の検査を受け、その結果に基づき結核病にかかっていない旨の同法第８条（第３１条第２項において準用する場合を含む。）の証明書を有するものにあっては、細密検査を省略することができるものとする。

２　家畜改良増殖法第１１条の２第３項の家畜卵巣の採取

と畜場における家畜卵巣の採取に関しては、以下の事項に留意するものとする。

（１）家畜卵巣を採取する者は、と畜場の開設者、管理者、と畜検査員その他の関係者

受付
2.10.-5
第　号

と家畜卵巣の採取について事前に協議を行った上で家畜卵巣を採取するものとする。

（２）家畜卵巣を採取する者は、と畜検査員による内臓の検査がすべて終了した後に家畜卵巣を採取するものとする。
　なお、採取した家畜卵巣のと畜場外への持ち出しは、採取家畜に係るすべてのと畜検査結果が合格と判定した後とすること。ただし、と畜場法施行令第３条の２第１項第２号により行う場合は、この限りではない。

（３）家畜卵巣を採取する者は、獣医師又は家畜人工授精師であるが（家畜改良増殖法第１１条の２第３項本文）、家畜卵巣の採取を的確かつ衛生的に実施することができると認められる者が、獣医師又は家畜人工授精師の十分な指示の下に、機械的に家畜卵巣の採取を補助することをさまたげるものではない。

（４）家畜卵巣を採取する者は、採取に係る雌畜が獣医師の診断を受け、診断書の交付を受けたものであることを確認しなければ、当該雌畜から家畜卵巣を採取してはならないとされている。この診断は、家畜体外受精卵の生産を行おうとする者が当該雌畜の飼養場所やと畜場に派遣した獣医師によって行われるものであり、と畜検査員に診断書や証明書の類を要求してはならないものとする。

（５）家畜卵巣を採取する者は、と畜場に立ち入る際には、と畜場の衛生の保持に十分配慮するものとする。

平成４年１１月１９日付け４畜Ａ第２６５１号
最終改正：令和２年９月３０日付け２生畜第１１２１号
農林水産省畜産局長通知

都道府県知事あて
地方農政局長あて
沖縄総合事務局長あて
家畜改良センター所長あて
社団法人家畜改良事業団理事長あて
社団法人日本家畜人工授精師協会会長あて
社団法人日本獣医師会会長あて
社団法人日本馬事協会会長あて
社団法人日本ホルスタイン登録協会会長あて
社団法人全国和牛登録協会会長あて
社団法人日本あか牛登録協会会長あて
社団法人日本アンガス・ヘレフォード登録協会会長あて
財団法人日本軽種馬登録協会会長あて
社団法人日本種豚登録協会会長あて
社団法人日本短角種登録協会会長あて
関係大学等長あて

農林水産省畜産局長

家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の運営等について

家畜人工授精師を養成するための講習会については、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（平成４年法律第４７号）及び関係省令の一部改正により、従来の家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の名称を家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会に改め、また、新たに、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会が設けられるなど、制度の充実・整備が図られたところである。

ついては、当該講習会の運営等を下記の通り定めたので了知されるとともに、関係者への周知徹底等に遺憾のないようにされたい。

おって、次の通達は廃止するので、併せて了知されたい。

公益社団法人日本獣医師会
受付
2.10.-5
第　号

「家畜人工授精に関する講習会並びに家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の運営等について」（昭和５９年６月４日付け５９畜Ａ第１６５４号農林水産省畜産局長通達）

「家畜体外受精卵移植に関する講習会の運営等について」（平成４年７月１日付け４畜Ａ第１４９９号農林水産省畜産局長通達）

記

**第１　講習会の運営について**

**１　講習会の科目、内容及び時間について**

家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会（以下「講習会」と総称する。）において課すべき科目及びその時間については、家畜改良増殖法施行規則（昭和２５年農林省令第９６号。以下「規則」という。）第２３条に規定されているが、その内容等の細目は、家畜人工授精に関する講習会にあっては別表第１のとおりとし、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあっては別表第２のとおりとし、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあっては別表第３のとおりとする。

なお、規則第２３条第１項、第２項及び第３項は、講習会において課すべき必要最小限度の科目及びその時間数を規定したものであり、これらの科目の内容については、技術の変化等に応じて当然改善されるべきものであると考えられることから、講習会の開催に当たっては、このような趣旨を踏まえ、所要の科目の追加及び内容の改善、時間の延長等必要な措置を講ずるものとする。

**２　講習会の開催期間**

講習会の開催に当たっては、受講者の便宜を考慮してその開催期間が家畜人工授精に関する講習会にあっては、おおむね１ヶ月を、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあっては、おおむね２ヶ月以内とする。

**３　その他**

法第１６条第２項の「家畜の種類別」については、めん羊及び山羊は同一種類として実施する。

## 第２　修業試験の運営について

### １　修業試験の受験に必要な受講時間

規則第２４条の２第８項、第９項及び第１０項の規定による受講時間の短縮は、受講者がその科目について十分な知識及び技能を有すると認められる場合について行う。

### ２　修業試験の合格基準及び合格基準の公表

修業試験の合格基準は、１００点満点で全科目（実習を含む。）平均６０点以上（５０点未満の科目が２以上ある場合、又は４０点以下の科目がある場合を除く。）とする。

なお、修業試験の合格基準は、受験要領に記載すること等により公表する。

### ３　修業試験の問題の公表

修業試験の試験問題については、試験終了後、速やかに公表するものとする。

### ４　その他

（１）規則第２４条の２第６項の「免除を受けようとする科目を修めたことを証する書面」及び規則第２５条第１項の「修業試験合格者名簿」の様式は、それぞれ別記様式第１号及び第２号による。

（２）規則第２４条の２第７項の「講習会の修業試験に合格していることを証する書面」については、規則第２５条第１項の修業試験に合格した旨の証明書若しくはその写し又は家畜人工授精師免許証の写しとする。

## 第３　講習会の開催者の指定等について

### １　講習会の開催者の指定の基準

（１）講習会に係る規則第２２条第１項第１号イの「獣医学又は畜産学に関する学部又は学科」とは、①家畜人工授精に関する講習会にあってはおおむね規則第２３条第１項各号に掲げる科目を、②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあってはおおむね同条第２項各号に掲げる科目を、③家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあってはおおむね同条第３項各号に掲げる科目を教授している学部又は学科をいうものとする。

（２）講習会に係る規則第２２条第１項第１号ロの「畜産学に関する専門課程」とは、①家畜人工授精に関する講習会にあってはおおむね規則第２３条第１項各号に掲げる科目を、②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあってはおおむね同条第２項各号に掲げる科目を、③家畜人工授精並

びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあってはおおむね同条第３項各号に掲げる科目を教授している専門課程をいうものとする。

（３）講習会に係る規則第２２条第１項第２号、第２項第２号及び第３項第２号の「必要な知識及び技能を有する適当な数の講師」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学において修める獣医学又は畜産学を教授するのに必要な程度の知識及び技能を有し、かつ、①家畜人工授精に関する講習会にあっては家畜人工授精の業務に、②家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会にあっては家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務に、③家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会にあっては家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務に１年以上従事している２名以上の講師をいうものとする。

（４）講習会に係る規則第２２条第１項第３号の「必要な施設、機械器具及び家畜」とは、規則第２３条第１項に掲げる科目を教授するのに十分な広さの施設、家畜人工授精用精液の採取、検査、処理、保存及び雌畜への注入を教授するのに必要な機械器具並びに受講者３名につき１頭以上の家畜をいうものとする。

（５）講習会に係る規則第２２条第２項第３号の「必要な施設、機械器具及び家畜」とは、規則第２３条第１項に掲げる科目を教授するのに十分な広さの施設、①家畜人工授精用精液の採取、検査、処理、保存及び雌畜への注入、②家畜体内受精卵の採取、検査、処理、保存及び雌畜への移植を教授するのに必要な機械器具並びに受講者３名につき１頭以上の家畜をいうものとする。

（６）講習会に係る規則第２２条第３項第３号の「必要な施設、機械器具及び家畜」とは、規則第２３条第３項に掲げる科目を教授するのに十分な広さの施設、①家畜人工授精用精液の採取、検査、処理、保存及び雌畜への注入、②家畜体内受精卵の採取、検査、処理、保存及び雌畜への移植、③家畜卵巣の採取、家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外受精、家畜体外受精卵の検査、処理及び保存を教授するのに必要な機械器具並びに受講者３名につき１頭以上の家畜をいうものとする。

## ２　講習会の開催者の指定及びその取消しの申請書

規則第２１条の指定の申請書及び規則第２２条の３第１項の指定の取消しの申請書は、それぞれ別記様式第３号及び第４号によるものとする。

## ３　申請書等の提出手続

規則第２１条の申請書、規則第２２条の３の指定の取消し申請書を農林水産省生産局長あて提出するものとする。

## ４　その他

家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会について家畜体内受精卵移植に関する講習会を、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会について家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会又は家畜体外受精卵移植に関する講習会を、それぞれ部分的に開催する場合は、それぞれ本規定中の該当する部分を準用するものとする。

また、様式中の家畜の種類及び講習会の別の欄は、実際に開催した講習会の名称を記載するものとする。

別表第1

家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| 1　学科 | | |
| (1)一般科目 | | |
| ①畜産概論 | 1　我が国畜産の沿革及び特徴 | 4時間 |
| | 2　家畜の主要品種の特徴 | |
| | 3　主要畜産物(乳・肉等)の生産に関与する要因 | |
| | 4　家畜飼養管理とアニマルウェルフェア | |
| ②家畜の栄養 | 1　家畜における消化及び吸収の仕組み | 3時間 |
| | 2　飼料の種類及び特性 | |
| | 3　飼料の配合及び給与 | |
| ③家畜の飼養管理 | 1　家畜に対する環境の影響 | 3時間 |
| | 2　畜舎等畜産施設の種類及び特性 | |
| | 3　一般的飼養管理方法 | |
| ④家畜の育種 | 1　家畜の遺伝の原理 | 7時間 |
| | 2　家畜の主要形質の遺伝 | |
| | 3　家畜の選抜方法及びその特徴 | |
| | 4　家畜の交配方法及びその特徴 | |
| | 5　能力検定 | |
| | 6　家畜の登録制度 | |
| ⑤関係法規 | 1　家畜改良増殖法 | 5時間 |
| | 2　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 | |
| | 3　家畜伝染病予防法 | |
| | 4　獣医師法 | |
| (2)専門科目 | | |
| ①生殖器解剖 | 1　生殖器の形態及び機能 | 5時間 |
| | 2　精子形成及び卵子形成 | |
| ②繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理) | 1　繁殖機能に係るホルモン及び神経 | 13時間 |
| | 2　性ホルモンの種類及び作用 | |
| | 3　繁殖の周期性及び性成熟 | |
| | 4　発情周期に伴う生殖器及び行動の変化 | |
| | 5　受精及び受精卵の発育 | |

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| | 6　胚、胎児の発育及び妊娠による母体の変化 | |
| | 7　分娩の経過及び分娩後の繁殖機能 | |
| | 8　射精の機序 | |
| | 9　繁殖障害の概念及び原因 | |
| ③精子生理（雄繁殖整理） | 1　精液量及び精子数並びに精液の理化学的性状 | 7時間 |
| | 2　精子の形態及び構造 | |
| | 3　精子の機能 | |
| | 4　精液性状及び精子機能に関与する要因 | |
| ④種付けの理論（妊娠と分娩） | 1　雌生殖器内における精子及び卵子の移動及びその機能の変化 | 4時間 |
| | 2　授精（交配）適期 | |
| ⑤家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 1　人工授精技術の発展の歴史 | 17時間 |
| | 2　人工授精の意義及び得失 | |
| | 3　精液の採取 | |
| | 4　精液及び精子の検査 | |
| | 5　保存液の特性及び精液の希釈 | |
| | 6　精液の液状保存及び凍結保存 | |
| | 7　精液の注入 | |
| | 8　人工授精用器具等の種類及び特性 | |
| | 9　消毒の原理及び方法 | |
| 2　実習 | | |
| (1)家畜の飼養管理 | 1　家畜の取扱い及び家畜の手入れ | 4時間 |
| | 2　畜舎等畜産施設の管理及び取扱い | |
| | 3　飼料給与 | |
| (2)家畜の審査 | 1　家畜の体尺測定 | 7時間 |
| | 2　体型審査 | |
| (3)生殖器解剖 | 生殖器の解剖 | 4時間 |
| (4)発情鑑定 | 発情の発見及び鑑定 | 6時間 |
| (5)精液精子検査法 | 精液及び精子の検査法 | 8時間 |

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
| --- | --- | --- |
| (6)家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 1　精液の採取法<br>2　保存液の調整及び精液の希釈法<br>3　精液の液状保存法及び凍結保存法<br>4　精液の注入法<br>5　人工授精用器具等の取扱い<br>6　消毒の方法<br>7　人工授精関係帳簿及び証明書の記載方法 | 45時間 |

注1　1(1)①4「家畜飼養管理とアニマルウェルフェア」については、既に講習会の開催者の指定を受けた者にあっては、1(1)一般科目の中で当該内容について講義を行うことにより、開催者の要件を満たすものとする。

注2　1(2)の②繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理)、③精子生理(雄繁殖生理)及び④種付けの理論(妊娠と分娩)に該当するものにあたっては、合わせて 24 時間以上の講義を行っていることで可とする。

別表第2

家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| 1　学科 | | |
| (1)一般科目 | | |
| ①畜産概論 | 1　我が国畜産の沿革及び特徴 | 4時間 |
| | 2　家畜の主要品種の特徴 | |
| | 3　主要畜産物(乳・肉等)の生産に関与する要因 | |
| | 4　家畜飼養管理とアニマルウェルフェア | |
| ②家畜の栄養 | 1　家畜における消化及び吸収の仕組み | 3時間 |
| | 2　飼料の種類及び特性 | |
| | 3　飼料の配合及び給与 | |
| ③家畜の飼養管理 | 1　家畜に対する環境の影響 | 3時間 |
| | 2　畜舎等畜産施設の種類及び特性 | |
| | 3　一般的飼養管理方法 | |
| ④家畜の育種 | 1　家畜の遺伝の原理 | 7時間 |
| | 2　家畜の主要形質の遺伝 | |
| | 3　家畜の選抜方法及びその特徴 | |
| | 4　家畜の交配方法及びその特徴 | |
| | 5　能力検定 | |
| | 6　家畜の登録制度 | |
| ⑤関係法規 | 1　家畜改良増殖法 | 5時間 |
| | 2　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 | |
| | 3　家畜伝染病予防法 | |
| | 4　獣医師法 | |
| (2)専門科目 | | |
| ①生殖器解剖 | 1　生殖器の形態及び機能 | 5時間 |
| | 2　精子形成及び卵子形成 | |
| ②繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理) | 1　繁殖機能に係るホルモン及び神経 | 13時間 |
| | 2　性ホルモンの種類及び作用 | |
| | 3　繁殖の周期性及び性成熟 | |
| | 4　発情周期に伴う生殖器及び行動の変化 | |

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| | 5　受精及び受精卵の発育 | |
| | 6　胚、胎児の発育及び妊娠による母体の変化 | |
| | 7　分娩の経過及び分娩後の繁殖機能 | |
| | 8　射精の機序 | |
| | 9　繁殖障害の概念及び原因 | |
| ③精子生理（雄繁殖整理） | 1　精液量及び精子数並びに精液の理化学的性状 | 7時間 |
| | 2　精子の形態及び構造 | |
| | 3　精子の機能 | |
| | 4　精液性状及び精子機能に関与する要因 | |
| ④種付けの理論（妊娠と分娩） | 1　雌生殖器内における精子及び卵子の移動及びその機能の変化 | 4時間 |
| | 2　授精（交配）適期 | |
| ⑤家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 1　人工授精技術の発展の歴史 | 17時間 |
| | 2　人工授精の意義及び得失 | |
| | 3　精液の採取 | |
| | 4　精液及び精子の検査 | |
| | 5　保存液の特性及び精液の希釈 | |
| | 6　精液の液状保存及び凍結保存 | |
| | 7　精液の注入 | |
| | 8　人工授精用器具等の種類及び特性 | |
| | 9　消毒の原理及び方法 | |
| ⑥体内受精卵移植概論 | 1　体内受精卵移植技術の沿革と制度 | 8時間 |
| | 2　体内受精卵移植の意義及び得失 | |
| | 3　体内受精卵の採取、処理及び移植 | |
| ⑦受精卵の生理及び形態 | 1　細胞の構造と生理 | 16時間 |
| | 2　細胞の病理 | |
| | 3　受精卵の生理及び形態 | |
| | 4　胚の発生 | |
| | 5　受精卵及び胚の代謝 | |

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| ⑧体内受精卵の処理及び保存 | 1　細胞維持の基礎理論 | 16時間 |
| | 2　体内受精卵維持の方法と保存液 | |
| | 3　体内受精卵の検査及び処理 | |
| | 4　体内受精卵の凍結保存 | |
| | 5　微生物による汚染とその防止法 | |
| ⑨受精卵の移植 | 1　移植の条件及び移植適期 | 8時間 |
| | 2　凍結受精卵の融解 | |
| | 3　受精卵の移植方法 | |
| | 4　受精卵の着床 | |
| 2　実習 | | |
| (1)家畜の飼養管理 | 1　家畜の取扱い及び家畜の手入れ | 4時間 |
| | 2　畜舎等畜産施設の管理及び取扱い | |
| | 3　飼料給与 | |
| (2)家畜の審査 | 1　家畜の体尺測定 | 7時間 |
| | 2　体型審査 | |
| (3)生殖器解剖 | 生殖器の解剖 | 4時間 |
| (4)発情鑑定 | 発情の発見及び鑑定 | 6時間 |
| (5)精液精子検査法 | 精液及び精子の検査法 | 8時間 |
| (6)家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 1　精液の採取法 | 45時間 |
| | 2　保存液の調整及び精液の希釈法 | |
| | 3　精液の液状保存法及び凍結保存法 | |
| | 4　精液の注入法 | |
| | 5　人工授精用器具等の取扱い | |
| | 6　消毒の方法 | |
| | 7　人工授精関係帳簿及び証明書の記載方法 | |
| (7)体内受精卵の処理及び保存 | 1　検査、処理器具の取扱い及び消毒法 | 50時間 |
| | 2　保存液の調整取扱い及び滅菌法 | |
| | 3　体内受精卵の検査 | |
| | 4　体内受精卵の取扱い技術 | |
| | 5　体内受精卵の短期保存技術 | |

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| (8)受精卵の移植 | 6　体内受精卵の凍結技術<br>1　受精卵移植用器具の取扱い及び消毒法<br>2　移植適期の把握<br>3　凍結受精卵の融解技術<br>4　受精卵の移植技術<br>5　受精卵移植関係帳簿及び証明書の記載方法 | 26時間 |

注1　1(1)①4「家畜飼養管理とアニマルウェルフェア」については、既に講習会の開催者の指定を受けた者にあっては、1(1)一般科目の中で当該内容について講義を行うことにより、開催者の要件を満たすものとする。

注2　1(2)の②繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理)、③精子生理(雄繁殖生理)及び④種付けの理論(妊娠と分娩)に該当するものにあたっては、合わせて 24 時間以上の講義を行っていることで可とする。

別表第3

家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間の細目

| 科　目 | 内　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| 1　学科 | | |
| (1)一般科目 | | |
| ①畜産概論 | 1　我が国畜産の沿革及び特徴 | 4時間 |
| | 2　家畜の主要品種の特徴 | |
| | 3　主要畜産物(乳・肉等)の生産に関与する要因 | |
| | 4　家畜飼養管理とアニマルウェルフェア | |
| ②家畜の栄養 | 1　家畜における消化及び吸収の仕組み | 3時間 |
| | 2　飼料の種類及び特性 | |
| | 3　飼料の配合及び給与 | |
| ③家畜の飼養管理 | 1　家畜に対する環境の影響 | 3時間 |
| | 2　畜舎等畜産施設の種類及び特性 | |
| | 3　一般的飼養管理方法 | |
| ④家畜の育種 | 1　家畜の遺伝の原理 | 7時間 |
| | 2　家畜の主要形質の遺伝 | |
| | 3　家畜の選抜方法及びその特徴 | |
| | 4　家畜の交配方法及びその特徴 | |
| | 5　能力検定 | |
| | 6　家畜の登録制度 | |
| ⑤関係法規 | 1　家畜改良増殖法 | 5時間 |
| | 2　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律 | |
| | 3　家畜伝染病予防法 | |
| | 4　獣医師法 | |
| (2)専門科目 | | |
| ①生殖器解剖 | 1　生殖器の形態及び機能 | 5時間 |
| | 2　精子形成及び卵子形成 | |
| ②繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理) | 1　繁殖機能に係るホルモン及び神経 | 13時間 |
| | 2　性ホルモンの種類及び作用 | |
| | 3　繁殖の周期性及び性成熟 | |
| | 4　発情周期に伴う生殖器及び行動の変化 | |

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| | 5　受精及び受精卵の発育 | |
| | 6　胚、胎児の発育及び妊娠による母体の変化 | |
| | 7　分娩の経過及び分娩後の繁殖機能 | |
| | 8　射精の機序 | |
| | 9　繁殖障害の概念及び原因 | |
| ③精子生理（雄繁殖整理） | 1　精液量及び精子数並びに精液の理化学的性状 | 7時間 |
| | 2　精子の形態及び構造 | |
| | 3　精子の機能 | |
| | 4　精液性状及び精子機能に関与する要因 | |
| ④種付けの理論（妊娠と分娩） | 1　雌生殖器内における精子及び卵子の移動及びその機能の変化 | 4時間 |
| | 2　授精（交配）適期 | |
| ⑤家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 1　人工授精技術の発展の歴史 | 17時間 |
| | 2　人工授精の意義及び得失 | |
| | 3　精液の採取 | |
| | 4　精液及び精子の検査 | |
| | 5　保存液の特性及び精液の希釈 | |
| | 6　精液の液状保存及び凍結保存 | |
| | 7　精液の注入 | |
| | 8　人工授精用器具等の種類及び特性 | |
| | 9　消毒の原理及び方法 | |
| ⑥体内受精卵移植概論 | 1　体内受精卵移植技術の沿革と制度 | 8時間 |
| | 2　体内受精卵移植の意義及び得失 | |
| | 3　体内受精卵の採取、処理及び移植 | |
| ⑦受精卵の生理及び形態 | 1　細胞の構造と生理 | 16時間 |
| | 2　細胞の病理 | |
| | 3　受精卵の生理及び形態 | |
| | 4　胚の発生 | |
| | 5　受精卵及び胚の代謝 | |

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| ⑧体内受精卵の処理及び保存 | 1　細胞維持の基礎理論 | 16時間 |
| | 2　体内受精卵維持の方法と保存液 | |
| | 3　体内受精卵の検査及び処理 | |
| | 4　体内受精卵の凍結保存 | |
| | 5　微生物による汚染とその防止法 | |
| ⑨受精卵の移植 | 1　移植の条件及び移植適期 | 8時間 |
| | 2　凍結受精卵の融解 | |
| | 3　受精卵の移植方法 | |
| | 4　受精卵の着床 | |
| ⑩体外受精卵移植概論 | 1　体外受精卵移植技術の沿革と制度 | 3時間 |
| | 2　体外受精卵移植技術の意義と得失 | |
| | 3　卵巣の採取、未受精卵の採取及び処理<br>体外受精、体外受精卵の処理 | |
| ⑪体外受精卵の生産 | 1　卵巣の取扱い | 4時間 |
| | 2　未受精卵の採取及び検査その他の処理 | |
| | 3　体外受精 | |
| | 4　体外受精卵の検査その他の処理 | |
| 2　実習 | | |
| (1)家畜の飼養管理 | 1　家畜の取扱い及び家畜の手入れ | 4時間 |
| | 2　畜舎等畜産施設の管理及び取扱い | |
| | 3　飼料給与 | |
| (2)家畜の審査 | 1　家畜の体尺測定 | 7時間 |
| | 2　体型審査 | |
| (3)生殖器解剖 | 生殖器の解剖 | 4時間 |
| (4)発情鑑定 | 発情の発見及び鑑定 | 6時間 |
| (5)精液精子検査法 | 精液及び精子の検査法 | 8時間 |
| (6)家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 1　精液の採取法 | 45時間 |
| | 2　保存液の調整及び精液の希釈法 | |
| | 3　精液の液状保存法及び凍結保存法 | |
| | 4　精液の注入法 | |
| | 5　人工授精用器具等の取扱い | |

| 科　　目 | 内　　容 | 時　間 |
|---|---|---|
| | 6　消毒の方法<br>7　人工授精関係帳簿及び証明書の記載方法 | |
| (7)体内受精卵の処理及び保存 | 1　検査、処理器具の取扱い及び消毒法<br>2　保存液の調整取扱い及び滅菌法<br>3　体内受精卵の検査<br>4　体内受精卵の取扱い技術<br>5　体内受精卵の短期保存技術<br>6　体内受精卵の凍結技術 | 50時間 |
| (8)受精卵の移植 | 1　受精卵移植用器具の取扱い及び消毒法<br>2　移植適期の把握<br>3　凍結受精卵の融解技術<br>4　受精卵の移植技術<br>5　受精卵移植関係帳簿及び証明書の記載方法 | 26時間 |
| (9)体外受精卵の生産 | 1　培養液の調整・取扱い及び滅菌法<br>2　卵巣の取扱い<br>3　未受精卵の採取及び検査その他の処理<br>4　体外受精<br>5　体外受精卵の検査その他の処理<br>6　体外受精卵生産関係帳簿及び証明書の記載方法 | 21時間 |

注1　1(1)①4「家畜飼養管理とアニマルウェルフェア」については、既に講習会の開催者の指定を受けた者にあっては、1(1)一般科目の中で当該内容について講義を行うことにより、開催者の要件を満たすものとする。

注2　1(2)の②繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理)、③精子生理(雄繁殖生理)及び④種付けの理論(妊娠と分娩)に該当するものにあたっては、合わせて 24 時間以上の講義を行っていることで可とする。

別記様式第1号

# 学　科　目　取　得　証　明　書

住　所
氏　名

| 大学等で履修した学科目名 | 修めた単位又は時間数 | 修めた年月日 | 備　　考 |
|---|---|---|---|

頭書の者は、上記のとおり、学科目を履修し、単位（時間）を修めたことを証明する。

年　月　日

長

住　所
氏　名　　印

（記載上の注意）

証明する者は、学校教育法に基づく大学で総合大学にあっては学部長、学校教育法に基づく大学で単科大学にあっては学長又は学校長、その他農林水産大臣の指定する教育機関にあっては当該機関の長を原則とする。

別記様式第2号

# 修　業　試　験　合　格　者　名　簿

1　開催者の住所・氏名

2　家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工受精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別

3　開催場所

4　開催期日

5　修業試験合格者

| 氏　　名 | 生年月日 | 職　　業 | 現　住　所 |
|---|---|---|---|
| （総数　　人） | | | |

| 最終卒業学校名 | 卒業年次 | 備　　考 |
|---|---|---|
| | | |

別記様式第3号

# 講習会開催者指定申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住　所
名　称
代表者氏名　　印

家畜改良増殖法第16条第2項の指定を受けたいので、家畜改良増殖法施行規則第21条の規定により、下記により申請します。

記

1　家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別

2　講習会の開催場所

3　講習会において課すべき科目及びその時間

| | 講　習　科　目 | 講　習　時　間 |
|---|---|---|
| 学　科 | | |
| 実　習 | | |

4　講師の氏名、担当科目及び略歴

| 氏　　名 | 担　当　科　目 | 略　　歴 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| | | | |

5　講習会の用に供する施設、機械器具及び家畜の概要

別記様式第4号

# 講習会開催者指定取消し申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住　所
名　称
代表者氏名　　印

家畜改良増殖法施行規則第22条の3第1項の規定により講習会開催者の指定の取消しを受けたいので、下記により申請します。

記

申請の理由

# 牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給等に関する事務取扱要領

| | | |
|---|---|---|
| | 平成　７年　３月２０日　７畜A第　５１２号 | 畜産局長通知 |
| 一部改正 | 平成　８年　６月　５日　８畜A第１３７５号 | 畜産局長通知 |
| 一部改正 | 平成１１年　１月　１日１１畜A第２７６３号 | 畜産局長通知 |
| 一部改正 | 平成１２年　４月　１日１２畜A第　４８４号 | 畜産局長通知 |
| 一部改正 | 平成１２年１２月１８日１２畜B第１９０２号 | 畜産局長通知 |
| 一部改正 | 平成１５年　６月３０日１５生産第２４５９号 | 生産局長通知 |
| 一部改正 | 平成２１年　８月　７日２１生畜第　８２５号 | 生産局長通知 |
| 一部改正 | 平成２２年　７月２７日２２生畜第　７７０号 | 生産局長通知 |
| 一部改正 | 平成２９年１１月２７日２９生畜第１４３９号 | 生産局長通知 |
| 一部改正 | 令和２年９月３０日２生畜第１１２１号 | 生産局長通知 |

１　証明書発給対象家畜について

牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成７年３月２０日農林水産省令第１３号）第２条に基づき農林水産大臣が発給する証明書（以下「証明書」という。）は、次に掲げるものについて発給するものとする。

（１）馬

ア　純粋種の繁殖用のもののうち、競馬の競走用以外の用途に供するサラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下「軽種馬」という。）であり、かつ、妊娠していないもの及び軽種馬以外のもの。

イ　純粋種の繁殖用のもの以外のもののうち、競馬の競走用以外の用途に供する軽種馬であり、かつ、妊娠していないもの及び軽種馬以外のもの。

（２）牛及び豚

次の条件のすべてを満たすもの

ア　別記第１に掲げる品種のものであること。ただし、当該品種の能力等の優秀性が既に我が国に文献等により紹介されていること等により明らかであり、かつ、輸入後において別記第２に定める性能調査が実施されると見込まれるものであって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当と認めた場合はこの限りでない。

イ　輸出国又は原産地において家畜の血統を登録する事業を行う者（別記第３に掲げるものに限る。 以下「家畜血統登録機関」という。）において純粋種として登録されているものであること。

ウ　証明書の交付を申請した者（当該証明書に係る牛又は豚に係る家畜登録機関（家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第３２条の９第３項の家畜登録機関をいう。）の会員であって過去３年以上にわたり当該畜種の繁殖を行っていること。ただし、都道府県知事（以下「知事」という。）がその者の家畜の飼養実績、経営管理能力、家畜管理技術等を勘案の上適当と認めた場合はこの限りではない。）が、当該申請に係る牛又は

2.10.5
第　号

豚の具体的な改良増殖の計画を有し、かつ、輸入後家畜登録機関に登録し純粋種の繁殖用に供するもの。ただし、当該計画からして家畜登録機関に当該家畜を登録する必要がないと知事が認めた場合はこの限りではない。

2　家畜輸入計画の概要の報告について

（1）証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家畜輸入計画の概要を別記様式第１により作成の上、輸入希望日の４か月前までに生産局長に提出するものとする。

3　証明書の交付申請について

（1）申請者は、証明書交付申請書正本２通に家畜血統登録機関の発行した当該申請に係る牛、豚及び馬の血統を証する書面又はその写し（以下「血統証明書」という。）並びに輸入検疫終了後、関税法第３０条第２号の規定により、税関長から保税地域外に蔵置すること（以下「他所蔵置」という。）を許可された妊娠している軽種馬が、当該許可期間中に流産等により妊娠していない馬（以下「流産馬等」という。）となった場合にあっては別記様式第３による流産馬等になったことを証する獣医師による診断書を添付するとともに、別記様式第１の別紙により輸入家畜利用計画書を作成し、生産局長に提出するものとする。

（2）証明書の交付申請書の記載については、次の点に留意するものとする。

ア　申請者が記載する事項は、すべて黒色（タイプ又はインク）を持って容易に消せないように記入すること。

イ　記載事項の訂正又は削除を行う場合には２線を引いてその上に正書し、記載した事項が不明瞭とならないように訂正印を押印するか、又は欄外に訂正又は削除を行った字数を記載し訂正印を押印すること。

ウ　「輸入者」の欄には、申請者と輸入者が異なる場合にあっては、申請者の依頼等に基づき申請に係る牛、豚及び馬の輸入義務を委託され、輸入申告をする輸入業者名を記入すること。また、申請者と輸入者が同一である場合にあっては、同欄にその旨記入すること。

エ　証明書交付申請書中「(及びその子畜)」については、申請に係る牛、豚及び馬（軽種馬を除く。）が輸出国における通関以降証明書交付までの間に分娩することが予想される場合であって、その子畜について証明書の交付を希望するときには抹消しないでおくこと。

オ　「輸出検査証明書に記載されている個体識別の記号、番号、特徴等」の欄には、申請に係る牛、豚及び馬の輸出国の発行した輸出検査証明書のそれぞれ該当する事項の記載内容と同一のものを記載すること。

カ　「到着予定年月日」の欄には、申請に係わる牛、豚及び馬を動物検疫所（支所及び出張所を含む。）に収容する予定の年月日（流産馬等にあっては収容した年月日）を記入すること。

キ　「輸入検疫場所」の欄には、申請に係わる牛、豚及び馬の輸入の検疫を受けようとす

る動物検疫所の名称（流産馬等にあっては検疫を受けた動物検疫所の名称）を記入すること。

ク　「輸入金額」の欄には、申請に係る牛、豚及び馬のＣＩＦ価格、Ｃ＆Ｆ価格又はＦＯＢ価格（決裁通貨及び円貨の双方による。）を記入すること。ただし、当該申請に係る牛、豚及び馬が寄贈されたものである場合は「寄贈」と記入すること。

ケ　注（３）の「別紙により補充する」場合にあっては、証明書交付申請書と同一の大きさ及び同一の紙質の用紙を用いて証明書交付申請書の記の様式（欄の上下の幅は１８mm）に準じて作成した用紙に記入するものとする。

この場合、補充した別紙の番号欄にはアラビア数字で４以上の通し番号を付し、証明書の交付を受けようとする牛、豚及び馬についてそれぞれ所要事項を記入した後、証明書交付申請書の裏面の上端に糊付し、当該証明書交付申請書と補充した別紙との間に申請者印を押印すること。

（３）（１）において、申請に係る家畜が馬であって家畜血統登録機関の発行する血統を証する書面が入手できない場合、又は、申請に係る牛、豚又は馬（軽種馬を除く。）が輸出国における通関以降子畜を分娩したため、証明書の交付を申請するまでに当該子畜について、家畜血統登録機関の発行する血統を証する書面が入手できない場合にあっては、血統証明書に代えて、血統証明書が入手できない理由及び当該証明書に係る家畜の輸入を必要とする理由を記載した書面を添付するものとする。

（４）農林水産省生産局においては、（１）により証明書交付申請書の提出を受けた場合にあっては、必要に応じ、当該申請者から輸入の目的、輸入後の利用計画、経営基盤等の受入体制等につき事情を聴取するものとする。

４　証明書の発給について

（１）

ア　農林水産省生産局においては、証明書交付申請書及び添付書類の内容を審査するとともに、証明書交付申請書の「輸出検査証明書に記載されている個体識別の記号、番号、特徴等」の欄の記載事項と輸入検疫の際、家畜防疫官が現畜と対査確認を了した輸出検査証明（家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第３７条の検査証明書又はその写しをいう。）との照合確認を行い、さらに、流産馬等にあっては別記様式第３により当該馬が妊娠していないことを確認した後、証明書を交付するものとする。なお、妊娠している軽種馬については、他所蔵置を希望する場合、動物検疫の際、家畜防疫官からあらかじめ対査確認を行うものとする。

イ　アの照合確認を修了したときは、証明書交付申請書の「輸出検査証明書に記載されている個体識別の記号、番号、特徴等」の欄に当該照合確認を行った担当官の印を押印するものとする。

（２）

ア　申請に係る牛、豚及び馬（軽種馬を除く。）が輸出国における通関以降証明書交付までに子畜を分娩した場合は、親畜について家畜血統登録機関が発行した種付証明書又は種付証明のある輸出証明書及び当該親畜を輸送した船舶の長若しくは航空機の長

又は当該親畜を検疫した動物検疫所長（支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）の発行した子畜の生産証明書を提出して子畜について証明書の交付を受けることができる。

イ　証明書の交付を受けた後、当該証明書に係る牛、豚及び馬（軽種馬を除く。）について輸入申告が行われるまでの間に当該家畜が子畜を分娩した場合は、当該親畜の証明書に当該子畜について動物検疫所長の発行した生産証明書を添えて提出し、当該子畜について証明書の交付を受けることができる。

ウ　ア及びイの場合の子畜についての証明書の交付は、当該親畜の証明書の子畜記入欄に所要事項を記入して行うものとする。

5　証明書の動物検疫所等への提出について

（1）申請者（流産馬等申請者を除く。）は証明書の交付を受けた後、当該証明書を証明に係る牛、豚及び馬について輸入検疫を行った動物検疫所長に提出し、証明書交付申請書の「輸入検疫終了確認欄」に輸入検疫終了確認後の旨の押印を受けるものとする。なお、流産馬等申請者は、証明書発給時に、農林水産省消費・安全局が行う輸入検疫証明書（家畜伝染病予防法第４４条の検疫証明書又はその写しをいう。）による輸入検疫終了の確認を受けた上、農林水産省消費・安全局から「輸入検疫終了確認欄」に当該流産馬等に係る輸入検疫終了確認の旨の押印（別記様式第４）を受けるものとする。

（2）同一の証明書により証明を受けた牛、豚及び馬の一部を輸入申告する場合には、証明書及びその写しを税関長に提出するとともに、通関を終了したときは、証明書交付申請書の「通関確認欄」に通関確認の旨の押印を受けて証明書の返還を受けるものとし、当該証明書は残余の牛、豚及び馬の輸入申告の際に再提出するものとする。

6　輸入後の飼養管理及び報告

（1）証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る家畜の飼養管理及び利用を証明書交付申請に際し提出した輸入家畜利用計画書に従って適切に行われなければならない。

（2）証明書の交付を受けた者は、疾病、事故、繁殖障害の場合を除き、当該証明書に係る家畜の用途変更を行ってはならない。ただし、用途変更を行うことがやむを得ないものとして生産局長が認めた場合にあってはこの限りでない。

（3）証明書の交付を受けた者は、生産局長に輸入家畜利用状況を別記様式第２により輸入の６カ月後に１回、その後は各年度末に牛及び馬（純粋種の繁殖用のもののみ）にあっては３回、豚にあっては２回報告するものとする。

附 則

この通知は、平成２９年１１月２７日から施行する。

［別記第１］

| | |
|---|---|
| 乳 用 牛 | ホルスタイン種・ジャージー種 |
| 肉 用 牛 | アンガス種・ヘレフォード種・ショートホーン種・シャロレー種 |
| 豚 | ヨークシャー種・バークシャー種・ハンプシャー種・大ヨークシャー種<br>ランドレース種・デュロック種 |

［別記第２］

性能調査の方法について

（１）性能調査を行う輸入家畜は雄２頭、雌１６頭以上であること。ただし、雄の家畜については、輸出国においてその能力が判明し、優良であると認められる場合には、当該家畜２頭以上の輸入精液（（２）の交配によりすべての雌が受胎し得ると認められる量のもの）をもって代えることができる。

（２）性能調査のための交配は同一時期に雄１頭（輸入精液を用いる場合は、雄１頭の精液）について８頭以上の雌に交配すること。

（３）当該品種の対照群として、現在我が国で飼養されている品種の純粋種についても同一時期に調査すること。

（４）飼養方法、飼料の種類・給与方法等はその飼養場所の慣行の方法でよいが、調査畜、対照畜とも同一飼養条件とすること。

（５）次に掲げる項目は必ず調査するものとし、詳細に調査できる場合には項目を追加すること。

ア　乳用牛

（ア）繁殖能力

繁殖供用開始月齢、同体重、受胎率、在胎日数、産子の生時体重、分娩の難易度

（イ）産乳能力

産乳量（３０５日、２回搾乳換算）、乳脂率、無脂乳固形分率

（ウ）発育能力

２，４，６，８，１０，１２，１８，２４及び３６か月齢時の体重、体高、体長及び胸囲

（エ）その他

不良遺伝形質の有無等

イ　肉用牛

（ア）繁殖能力

繁殖供用開始月齢、同体重、受胎率、在胎日数、産子の生時体重、離乳時日齢、同体重

（イ）発育能力

１，３，６，１２，１８，２４及び３６か月齢時の体重、体高、胸囲及びかん幅

（ウ）産子の産肉能力

調査開始時日齢、同体重、調査終了時日齢、同体重、調査期間中の１日平均増体重、枝肉重量、枝肉歩留、肉質、飼料効率

（エ）その他

不良遺伝形質の有無等

ウ　豚

（ア）繁殖能力

繁殖供用開始月齢、同体重、受胎率、在胎日数、分娩頭数、産子の生時体重、離乳時日齢、同体重、離乳頭数

（イ）繁殖能力

１，３，６，８，１２及び２４か月齢時の体重並びに８か月齢時の体高及び体長

（ウ）産子の産肉能力

調査開始時日齢、同体重、調査終了時日齢、同体重、調査期間中の１日平均増体重、枝肉重量、枝肉歩留、背脂肪の厚さ、肉質、飼料要求率

（エ）その他

不良遺伝形質の有無、肢蹄の状態等

（６）調査結果が判明し、当該輸入家畜（輸入精液を用いる場合は、当該精液を含む。）を改良増殖用に供用してもよいと認められるまで産子を種畜として他に譲渡しないこと。

（７）当該家畜（輸入精液を用いる場合は、当該精液を含む。）を輸入した者は、性能調査終了後その成績を取りまとめ、生産局長に報告すること。

［別記第３］

軽種馬

サラブレッド種

国際血統書委員会が承認した外国登録機関

アラブ種

世界アラブ機構が承認した外国登録機関

サラブレッド系種、アングロアラブ種及びアラブ系種

輸出国又は原産地において、当該馬の血統を証明する機関

軽種馬以外の馬

輸出国又は原産地において、当該馬の血統を証明する機関

乳用牛

ホルスタイン種

HOLSTEIN ASSOCIATION USA, INC.
HOLSTEIN-FRIESIAN ASSOCIATION OF CANADA
PRIM'HOLSTEIN FRANCE
ROYAL NETHERLANDS CATTLE SYNDICATE
THE HOLSTEIN FRIESIAN SOCIETY OF GREAT BRITAIN AND IRELAND
THE NEW ZEALAND HOLSTEIN FRIESIAN ASSOCIATION
THE HOLSTEIN-FRIESIAN ASSOCIATION OF AUSTRALIA INC.
VERBAND DEUTCHER SCHWARZBUNTZUCHTER E.V

ジャージー種

THE ROYAL JERSEY AGRICULTURAL AND HORTICULTURAL SOCIETY
THE AMERICAN JERSEY CATTLE CLUB
THE CANADIAN JERSEY CATTLE CLUB
THE AUSTRALIAN JERSEY BREEDERS SOCIETY
THE JERSEY CATTLE SOCIETY OF QUEENSLAND
NEW ZEALAND JERSEY CATTLE BREEDERS' ASSOCIATION
THE DANISH JERSEY CATTLE SOCIETY

肉用牛

ヘレフォード種

AMERICAN HEREFORD ASSOCIATION
AMERICAN POLLED HEREFORD ASSOCIATION
CANADIAN HEREFORD ASSOCIATION
THE HEREFORD HEAD BOOK SOCIETY
THE AUSTRALIAN POLL HEREFORD SOCIETY
NEW ZEALAND HEREFORD ASSOCIATION

アンガス種

AMERICAN ANGUS ASSOCIATION
CANADIAN ABERDEEN-ANGUS ASSOCIATION
THE ABERDEEN-ANGUS CATTLE SOCIETY
THE ANGUS SOCIETY OF AUSTRALIA
NEW ZEALAND ANGUS ASSOCIATION

ショートホーン種

AMERICAN SHORTHORN ASSOCIATION
CANADIAN SHORTHORN ASSOCIATION
BEEF SHORTHORN CATTLE SOCIETY
THE POLL SHORTHORN SOCIETY OF AUSTRALIA
THE BEEF SHORTHORN SOCIETY OF AUSTRALIA
NEW ZEALAND BEEF SHORTHORN ASSOCIATION

シャロレー種

FEDERATION INTERNATIONALE DES ASSOCIATION
D'ELEVEURS DA LA RACE BOVINE CHAROLAISE

豚

豚一般

BRITISH PIG ASSOCIATION

THE SWEDISH PIG BREEDER'S ASSOCIATION

PIGTURE GROUP U.A.

AUSTRALIAN PIG BREEDER'S ASSOCIATION, LTD

CANADIAN SWINE BREEDER'S ASSOCIATION

PREZYDUM WOJEWODZKIEJ RADY, NARODOWEJ WYDZIAL ROLNICTWA 1

LESNICTWAODDZIAI PRODUKCJI ZWIERZECEJ

PIG RESEARCH CENTRE DANISH AGRICULTURE & FOOD COUNCIL

ARBEITSGEMEINSCHAFT DEUTSCHER SCHWEINEZUCHTER E.V.

韓国畜種改良協会

IRISH PEDIGREE PIG BREEDER'S SOCIETY LTD

NATIONAL SWINE REGISTRY

ランドレース種

THE BRITISH LANDRACE PIG SOCIETY

バークシャー種

AMERICAN BERKSHIRE ASSOCIATION